

千葉県財務規則の一部を改正する規則 新旧対照表

○千葉県財務規則（昭和三十九年千葉県規則第十三号の二）

新

旧

（公告）

第一百八条 契約担当者は、一般競争入札を行おうとするときは、少くとも十日前に、県報、新聞、掲示その他の方法により、次の各号に掲げる事項について公告しなければならない。ただし、急を要する場合においては、その期間を五日までに短縮することができる。

一 入札に付する事項

二 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

三 契約条項を示す場所

四 入札開札の日時及び場所

五 入札保証金に関する事項

六 当該一般競争入札が令第百六十七条の十の二第一項及び第二項の規定により落札者を決定する一般競争入札（以下「総合評価一般競争入札」という。）である場合にあつては、次に掲げる事項

イ 総合評価一般競争入札の方法による旨

ロ 当該総合評価一般競争入札に係る申込みのうち価格その他の条件が県にとって最も有利なものを決定するための基準（以下「落札者決定基準」という。）

七 その他必要と認める事項

2 建設工事に係る一般競争入札の公告期間は、前項の規定にかかわらず、建設業法施行令（昭和三十一年政令第二百七十三号）**第五条の九**に規定する見積期間によらなければならない。

（公告）

第一百八条 契約担当者は、一般競争入札を行おうとするときは、少くとも十日前に、県報、新聞、掲示その他の方法により、次の各号に掲げる事項について公告しなければならない。ただし、急を要する場合においては、その期間を五日までに短縮することができる。

一 入札に付する事項

二 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

三 契約条項を示す場所

四 入札開札の日時及び場所

五 入札保証金に関する事項

六 当該一般競争入札が令第百六十七条の十の二第一項及び第二項の規定により落札者を決定する一般競争入札（以下「総合評価一般競争入札」という。）である場合にあつては、次に掲げる事項

イ 総合評価一般競争入札の方法による旨

ロ 当該総合評価一般競争入札に係る申込みのうち価格その他の条件が県にとって最も有利なものを決定するための基準（以下「落札者決定基準」という。）

七 その他必要と認める事項

2 建設工事に係る一般競争入札の公告期間は、前項の規定にかかわらず、建設業法施行令（昭和三十一年政令第二百七十三号）**第六条**に規定する見積期間によらなければならない。